

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があつた。

令和六年九月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホーム 幸楽園	福山市蔵王町 159 番地 14	所在地	福山市蔵王町 7159 番地 14
老人ホーム	ユニット型特別養護老人ホーム 幸楽園	福山市蔵王町 159 番地 14	所在地	福山市蔵王町 7159 番地 14